

○紀の川市市民意見募集（パブリックコメント）手続要綱

平成22年3月31日

訓令第7号

（目的）

第1条 この訓令は、市民意見募集（パブリックコメント）手続に関し必要な事項を定めることにより、計画策定及び事業実施に当たって市民の意見を募集し、市の行う取組に参画してもらい、意見を市政運営に反映していくことを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 市民意見募集（パブリックコメント）手続 市の基本的な計画や指針の策定過程において、計画や指針の目的、内容等の必要な事項を広く公表し、市民等からの意見又は提案（以下「意見等」という。）を求め、意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行うとともに、寄せられた意見等に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいう。

（2） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

（3） 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ 本市で事業活動その他の活動を行う者及び団体

キ その他実施機関が必要と認めるもの

（対象事項）

第3条 市民意見募集（パブリックコメント）手続の対象は、次に掲げるものとする。

（1） 市の基本的な政策を定める計画及び指針の策定又は改定

（2） 個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画及び指針の策定又は改定

（3） 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他金銭の徴収に関するものを除く。）の制定及び改廃

（4） その他実施機関が必要と認めるもの

（適用除外）

第4条 次に掲げるものについては、この訓令の規定は適用しない。

- (1) 実施機関が、緊急を要するもの又は軽微なものと認める場合
 - (2) 市民等の意見等の手続が法令等に定めがある場合
 - (3) 実施機関の裁量の余地がないと認められるもの
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により直接請求により議会に付議するもの
 - (5) 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、この要綱の規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき計画等の策定を行うもの
- (案及び資料の公表)

第5条 実施機関は、第3条各号に該当するもの（以下「計画等」という。）を策定し、若しくは制定し、又は改廃しようとするときは、意思決定をする前の適正な時期に当該計画等の案を公表するものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、作成する背景、目的及び理解を深めるための資料の公表に努めるものとする。
- 3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 計画等の事務を所管する課での閲覧又は配布
 - (2) 市ホームページへの掲載
 - (3) その他実施機関が必要と認める方法
- 4 前項の規定によるもののほか、必要に応じて、市の広報紙への掲載等により、計画等及び資料が市民等に周知されるよう努めるものとする。
- 5 第3項の規定による公表において、計画等及び資料が相当量に及ぶ場合は、計画等及び資料の一部を省略することができる。この場合において、実施機関は、省略した計画等及び資料の入手方法を明示しなければならない。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、市民等が意見等を提出するために必要な期間を考慮して1箇月程度を目安として意見等の提出期間を設けるものとする。

- 2 実施機関は、市民等に対し原則として意見等並びに住所及び氏名その他実施機関が定める事項を明記した市民意見募集（パブリックコメント）ご意見書（別記様式）により、意見等の提出を求めるものとする。
- 3 前項の意見書の提出方法は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 郵便
 - (2) ファクシミリ
 - (3) 電子メール
 - (4) 直接持参
 - (5) その他実施機関が認める方法
- 4 前3項に定める事項及び意見等を提出した市民等の個人の氏名又は法人の名称、そ

の他当該個人又は法人に関する情報を公表する場合は、前条の規定により計画等の案及び同条第2項に掲げる資料の公表の際に明示するものとする。

(意見等の処理)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、計画等の策定の意味決定を行うものとする。

2 実施機関は、計画等の策定の意味決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する実施機関の考え方を、計画等を修正する場合は、当該修正内容を公表するものとする。ただし、紀の川市情報公開条例（平成17年紀の川市条例第9号）第6条に規定する不開示情報に該当するものは除く。

3 第5条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(構想又は案の検討段階の手続)

第8条 実施機関は、計画等の構想又は案の検討段階で広く市民等の意見等を反映させる必要があると認めるものについては、市民意見募集（パブリックコメント）手続に準じた手続により市民等の意見募集に努めるものとする。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、市民意見募集（パブリックコメント）手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日訓令第5号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月19日訓令第1号）

この訓令は、令和元年6月19日から施行する。

附 則（令和4年12月7日訓令第11号）

この訓令は、令和5年1月1日から施行する。

別記様式(第6条関係)

市民意見募集(パブリックコメント)ご意見書

計画等の案の名称：

住 所 (法人又は団体の場合は、事 務所又は事業所の所在地)			
氏 名 (法人又は団体の場合は、名 称及び代表者の氏名)			
電 話 番 号	— —	年 齢	歳
電子メールアドレス			
ご意見者の区分 (該当する番号に○印)	1 市内に住所を有する者 2 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体 3 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 4 市内に存する学校に在学する者 5 本市に対して納税義務を有する者 6 本市で事業活動その他の活動を行う者及び団体 7 その他実施機関が必要と認めるもの		

何について	ご 意 見

別記様式（第6条関係）